



TMI 大阪オフィス特別セミナーのご案内

～ヘルスケアビジネスシリーズ(全5回)～

第4回「オンライン診療を取り巻く最新動向等」

- 日 時： 2025年1月17日(金)14:00～15:30 (受付開始13:30)
※会場開催のみ。ライブ配信・オンデマンド配信はございませんので、ご了承ください。
- 会 場： TMI総合法律事務所 大阪オフィス セミナールーム
〒530-0017 大阪府大阪市北区角田町8-1 大阪梅田ツインタワーズ・ノース36階
(JR「大阪」駅、阪急「大阪梅田」駅、阪神「大阪梅田」駅、地下鉄御堂筋線「梅田」駅、地下鉄谷町線「東梅田」駅、各駅より徒歩約5分)
※受付事務との関係でセミナー開始後30分以降は入室をご遠慮いただく場合がございます。
- 講 師： 厚生労働省医政局医事課課長補佐 坂下 美沙 (弁護士/TMI総合法律事務所より出向)
- 参 加 費： 無料
- 言 語： 日本語

謹啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

TMI 総合法律事務所では、主にクライアント様を対象に情報提供の場として、特別セミナーを開催しておりますが、今回は大阪オフィスにて、「ヘルスケアビジネスシリーズ(全5回)」と題するセミナーを開催いたします。

第4回は、新型コロナウイルス感染症の流行を機に規制緩和され、近年のデジタルヘルスの拡大に伴って、医療現場でも益々普及が進んでいるオンライン診療に関して、基本的な規制内容から最新動向まで、弁護士であり、現在厚生労働省医政局医事課の担当者として医療行政に携わる講師が解説します。

オンライン診療は、もともとは主にへき地等で実施されてきましたが、平成30年に厚生労働省が「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(以下「オンライン診療指針」といいます。)を策定して以降、情報通信機器の発展やオンライン診療の活用状況等にも鑑みて規制が変遷してきました。特に、令和2年4月に時限的に初診からのオンライン診療が解禁され、また令和4年1月には当該措置が恒久化されたことにより、オンライン診療に関連するサービスも急速に変容しました。

厚生労働省としては、オンライン診療指針のほかにも、適切なオンライン診療を推進するための様々な政策を打ち出しており、随時、その規制のあり方等を検討・議論しています。

オンライン診療は、主に医師法との関係で問題になりますが、オンライン診療指針は必ずしも医師法と紐づいた事項のみではない多岐にわたる事項が示されており、その位置づけが複雑になっています。そこで、本セミナーではオンライン診療の基本的な規制内容を解説した上で、今後の法規制をめぐる動向についてお話しします。

また、本セミナーでは、厚生労働省医政局医事課の担当者から、医師法に関連する最近のトピックについても解説します。

【概要】(なお、講演内容については若干の変更が生じる可能性があります。あらかじめご了承ください。)

- 1 オンライン診療について
 - (1) オンライン診療の現状
 - (2) オンライン診療の制度概要
 - (3) 指針の内容の解説
 - (4) オンライン診療を取り巻く動向
- 2 その他医師法関連トピック
- 3 質疑応答

ご多用中とは存じますが、皆様のご参加を心よりお待ちしております。

謹白

【講師紹介】

坂下 美沙 弁護士 (厚生労働省医政局医事課課長補佐／TMI 総合法律事務所より出向中)

2011年	3月	北海道札幌北陵高等学校卒業
2015年	3月	北海道大学法学部卒業
2017年	3月	神戸大学法科大学院修了
2017年	11月	最高裁判所司法研修所入所
2018年	12月	第一東京弁護士会登録
2019年	1月	TMI 総合法律事務所勤務
2022年	9月	厚生労働省医政局医事課(大臣官房総務課法務室併任)勤務

第一東京弁護士会所属。弁護士としては、医師法や医療法等の医事及び薬機法等の薬事に関するヘルスケアレギュレーションを専門とし、ヘルスケア企業・医療法人を対象とする M&A 案件に多く関与するほか、ヘルスケアに関連するスタートアップ・ファイナンス、事業開発サポート、社内調査等を多く取り扱う。現在の出向先である厚生労働省医政局医事課においては、医師法の所管部署であることから、医師法に関する業務、特にオンライン診療に関する業務に携わっている。

【お申込方法】

以下の本セミナー専用申込ページより、お申込をお願いいたします。

申込期間 : 2024年12月16日(月)10:00~2025年1月6日(月)17:00

本セミナー専用申込ページ: <https://tmi.smktg.jp/public/seminar/view/25702>

- ※ 1社2名様まで、先着順の受付とさせていただきます。定員になり次第お申込受付を終了いたしますので、何卒ご了承ください。(定員:30名)
- ※ 会場内での録音・録画はご遠慮ください。
- ※ 恐れ入りますが、企業内弁護士・弁理士を除く弁護士・弁理士の方(企業に出向されている弁護士・弁理士の方を含みます)の参加はご遠慮ください。
- ※ ご登録いただいた情報から所属先の確認ができない方など、当事務所が適切ではないと判断した際には、ご参加をお断りする場合がございますので予めご了承ください。
- ※ やむを得ず開催方式の変更、中止等が生じる可能性がありますので、予めご了承ください。
- ※ 会場開催にあたり、体調がすぐれない方(発熱、咳など風邪の症状がある方を含みます)は、ご参加をお控えくださいますようお願いいたします。

<本件に関するお問い合わせ先>

TMI 総合法律事務所 東京オフィス

担当:横田

電話:03-6438-5511(代表)

TMI 総合法律事務所 大阪オフィス

担当:岡本・堀内

電話:06-6311-0577(代表)

e-mail: special_seminar_osaka@tmi.gr.jp